

# 令和8年度県民文化会館周辺県有地活用アドバイザー業務仕様書

## 1 業務名

令和8年度県民文化会館周辺県有地活用アドバイザー業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務目的

本業務では、「県民文化会館及び周辺県有地 活用の方向性（※1）」及び「県民文化会館周辺県有地に係るサウンディング型市場調査の結果（※2）」を踏まえ、当該県有地の活用推進を図ることを目的に専門的知見に基づく支援業務を実施する。

### 【参考】

- ※1 令和5年11月に公表した「県民文化会館南側県有地 活用の方向性」について、民間事業者主体による整備方針を一部見直し、県は県民文化会館の設備拡充や不足する機能を補う会議施設・駐車場の整備など、県民文化会館のMICE施設としての機能強化を担い、民間事業者には宿泊施設等の整備に集中的な投資を求めることに加え、県が求めるMICE機能の明確化を図るため、令和7年10月に「県民文化会館及び周辺県有地 活用の方向性」として改訂した。
- ※2 民間事業者のアイデアを最大限活用してMICE拠点の整備を図るため、県民文化会館周辺県有地の活用に係る事業協力者を募集することを想定しており、その募集条件等の検討に当たって、民間事業者の意見を広く聴取することを目的に県民文化会館周辺県有地に係るサウンディング型市場調査を実施し、令和8年1月に結果を公表した。

## 3 業務内容

### (1) 県民文化会館周辺県有地の活用に向けた検討支援

#### ① 先行事例等の情報収集及び調査・分析

県民文化会館周辺県有地の活用に向けた検討に資する先行事例や、民間事業者を取り巻く事業環境の最新動向等について情報収集及び調査・分析を行う。

#### ② 会議施設及び駐車場の整備・運営に係る検討支援

県が整備することを想定している会議施設及び駐車場における機能等の具体化や、整備・運営手法（事業スキーム、公募要件等）に係る検討支援を行う。

#### ③ その他事業推進に係る支援

その他、当該県有地及び周辺エリアの活用推進に当たり、専門的知見に基づき県に対し助言を行う。

(例)

- ・MICE誘致・運営支援体制の強化に向けた検討
- ・県民文化会館の価値及び利便性向上に向けた検討
- ・県民文化会館周辺エリアの賑わい創出に向けた検討 など

#### 4 業務の基本的な進め方

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密を当然他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務内容について定期的に委託者と十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。
- (3) 受託者は、業務実施中に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議すること。
- (4) 受注者は、委託者及びその他関係者との打合せ事項等について、後日確認が出来るよう協議内容、決定事項、出席者等の詳細を記載した記録簿を、速やかに委託者に提出すること。

#### 5 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- 業務実施報告書（紙媒体2部、電子データ（CDまたはDVD）1枚）